

軽自動車税の税率

車種区分			税率（年額）					
			初度検査年月が 平成27年4月以後	初度検査年月が 平成27年3月以前	重課 初度検査年月から13年経過	グリーン化特例（軽課）		
						概ね75%軽減*1 （電気自動車・ 天然ガス自動車）	ガソリン車・ハイブリッド車 （揮発油を内燃機関の燃料とするもの）	
			概ね50%軽減（基準1*2）		概ね25%軽減（基準2*3）			
四輪以上のもので、 総排気量660cc以下のもの	乗用	自家用	10,800	7,200	12,900	2,700	5,400	8,100
		営業用	6,900	5,500	8,200	1,800	3,500	5,200
	貨物用	自家用	5,000	4,000	6,000	1,300	2,500	3,800
		営業用	3,800	3,000	4,500	1,000	1,900	2,900
三輪のもので総排気量660cc以下のもの			3,900	3,100	4,600	1,000	2,000	3,000

※ 「初度検査年月」は、自動車検査証の初度検査年月欄をご確認ください。

※ 最初の新規検査から13年を経過した検査対象の軽自動車は、当該13年を経過した翌年度分の軽自動車税から重課税率を適用します。ただし、「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

※ 「営業用」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の用に供する軽自動車をいい、道路運送車両法に基づく自動車検査証に「事業用」と記載されているものが該当します。

※ 被けん引車（ポートレーラ等については、車輪（補助輪を除く）の数に該当する軽自動車の税率を適用します。

車種区分			税率（年額）
原動機付自転車	白色 ナンバープレート	総排気量50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの(ミニカーを除く)	2,000
	薄黄色 ナンバープレート	二輪のもので、総排気量50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの	2,000
	薄桃色 ナンバープレート	二輪のもので、総排気量90ccを超え125cc以下又は定格出力0.8kwを超え1kw以下のもの	2,400
	薄青色 ナンバープレート	【ミニカー】 三輪以上のもので、総排気量10ccを超え50cc以下又は定格出力0.25kwを超え0.6kw以下のもの	3,700
二輪の軽自動車 (軽二輪車)		二輪のもので、総排気量125ccを超え250cc以下のもの(側車付のものを含む)	3,600
二輪の小型自動車で、総排気量250ccを超えるもの(側車付のものを含む)			6,000
小型特殊自動車	薄緑色 ナンバープレート	農耕作業用自動車（最高速度35km/h以下） 【トラクター・コンバインなど】	2,400
		その他（最高速度15km/h以下） 【フォークリフトなど】	5,900

グリーン化特例

*1 税率を概ね75%軽減	電気自動車・天然ガス自動車（ポスト新長期規制*4からNOx10%軽減）		
*2 税率を概ね50%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車 (いずれも平成17年排出ガス基準75%低減(★★★)に限る)	乗用	令和2年度燃費基準+30%以上達成
		貨物用	平成27年度燃費基準+35%以上達成
*3 税率を概ね25%軽減		乗用	令和2年度燃費基準+10%以上達成
		貨物用	平成27年度燃費基準+15%以上達成

*4 「ポスト新長期規制」とは、ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制